

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 1 月 6 日(火)午前 9 時 00 分から午前 10 時 17 分

2. 開催場所 役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員(13 人)

|         |     |        |
|---------|-----|--------|
| 会長      | 1 番 | 有賀 勝英  |
| 会長職務代理者 | 2 番 | 宮原 光平  |
| 委員      | 3 番 | 原 美子   |
|         | 4 番 | 宮澤 依子  |
|         | 6 番 | 小島 敏雄  |
|         | 7 番 | 新村 幸子  |
| 推進委員    |     | 中村 脩司  |
|         |     | 小澤 清之  |
|         |     | 中條 清春  |
|         |     | 栗林 秀樹  |
|         |     | 福島 正一郎 |
|         |     | 漆戸 裕司  |
|         |     | 古村 孝   |

4. 欠席委員(1 人) 5 番 中村 良治

5. 議事日程

議案第 1 号 農地法の規定に基づく許可について

議案第 2 号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第 3 号 競売・公売農地の買受適格認定について

報告事項

(1) 専決事項について

12 月許可決定の 5 条 1 件については、長野県農業会議から 12 月 15 日付けで許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した。

(2) 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出

6. その他

## 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 一ノ瀬 敏樹  
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 中畑 充夫  
書記 役場産業振興課農政係係員 横内 優子

## 8. 会議の概要

(開会)

<宮原職務代理>

あらためましてあけましておめでとうございます。今年の元旦は気温も低くなく、風もなく、日本晴れで、非常に年末年始が良いお天気で、いい年が迎えられたと思います。この状態で今年も良い一年であってほしいと思います。それでは29年1月の農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

(会長あいさつ)

<有賀会長>

みなさんおはようございます。あらためておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。約2年2ヶ月残っておりますけれど、仕事に内容については皆さんもだいぶ慣れてきたのではないかと思います。次第に書いてありますけれど、2月に行事がございますので、ぜひ協力いただいております。簡単でございますけれどよろしくお願いいたします。

(議事録署名委員の指名)

<有賀会長>

3番の原委員さんと4番の宮澤委員さん、よろしくお願いいたします。

(議事)

<有賀会長>

それでは議事に入ります、議案第1号、農地法の規程に基づく許可についてお願いします。

**【議案第1号、3条の規定による許可申請について1～3番朗読】**

<中畑事務局次長>

内容を説明する前に1番のご確認をお願いします。本件は平成28年12月7日に受付をしておりますが、譲渡人のAさんが平成28年12月16日にお亡くなりになられております。このように転用許可申請後、許可前に申請者の一方が死亡した場合の取り扱いですが、譲受人が死亡した場合には、誰が転用を行うか明らかでないため申請に対する審議はできず、改めて申請が必要となります。一方、今回のように譲渡人が死亡した場合には相続人が申請上の地位を継承するものとし、審議・許可が可能です。この場合、誰が継承したかを確認するため、継承した旨を申し出てください。その方に許可証を発行しますが、現段階では遺産分割協議が整っておらず継承した旨の申し出はありません。許可がおりた場合には共同相続人全員を表示しての許可証の発行となります。

それでは内容の説明にうつります。1番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の表をご覧ください。辰野町大字辰野・・・番のAさん所有の、大字辰野・・・番、面積699㎡、および、大字辰野・・・番、面積49㎡、以上地目は畑、合計2筆、748㎡を、辰野町大字辰野・・・番地にお住まいのBさんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は53㌶で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、宮原職務代理、栗林推進委員から意見書をいただいております。

2番、3番は譲受人が同一でありますのであわせてご説明させていただきます。

地図は1枚目の裏をご覧ください。

2番、所有権の移転でございます。辰野町大字伊那富・・・番にお住まいのCさん所有の、大字伊那富・・・番、地目は畑、面積193㎡、および、大字伊那富・・・番、地目は田、面積105㎡、以上2筆、計298㎡を、辰野町大字伊那富・・・番にお住まいのDさんが取得するものです。

続けて3番、所有権の移転でございます。辰野町大字伊那富・・・番にお住まいのEさん所有の、大字伊那富・・・番、地目は田、面積330㎡を、辰野町大字伊那富・・・番にお住まいのDさんが取得するものです。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。農地取得後の農業経営面積は38㌶で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せ

ず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、福島推進委員、宮澤委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは1番の件について栗林推進委員さんお願いします。

<栗林推進委員>

28年12月6日に宮原委員と私とで現地の確認を行いました。(場所の説明)、高台でありまして国土調査も終わっておりまして、境界杭も打ってありました。細長いところについては以前用水路を中道線に沿って配置されて表示登記をして地番を設定した場所と思われます。現在もU字溝が入っていましたが、地籍調査等で畑というふうにその土地と一体ということであるようでありましたので、特に問題ないと調査を実施してきました。

<有賀会長>

ありがとうございました。この件について何かご質問がありましたらお願いします。

よろしいですかね？それでは農業委員さん、挙手をお願いします。(全員挙手)

ありがとうございました。それでは2番目ですけれども、これについては福島推進委員さんよろしくをお願いします。

<福島推進委員>

2番目ですが、(場所の説明)。境も入ってありましたし、有賀会長と宮澤委員さんと私とで確認してきました。それから、3番目につきましては、(場所の説明)、ここも境がしっかり入ってありましたし、宮澤委員と確認をしてきました。2番が12月15日、3番が12月16日に確認をしてきました。

<有賀会長>

一緒にまとめて2番3番何かご質問ありましたら。それでは農業委員のみなさん挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

### **【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～6番朗読】**

<中畑事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は2枚目の表をご覧ください。

千葉県流山市・・・番にお住まいの B さん所有の、大字伊那富・・・番、地目は畑、面積 8.45 m<sup>2</sup>を、辰野町大字伊那富・・・番にお住まいの C さんが取得し、通路を拡張するための申請でございます。

譲受人は、申請地近隣に住んでおりますが、自宅までの道路が狭く自動車での通行に支障があるため、道路を拡張したい計画であります。申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね 500m 以内に 2 つ以上の公共公益的施設がありますので、農地法第 5 条 2 項①ロ(1)第 3 種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、福島推進委員、宮澤委員から意見書をいただいております。

つづきまして 2 番です。先ほど 3 条の 1 番でご説明させていただきましたとおり、譲渡人の A さんは平成 28 年 12 月 16 日にお亡くなりになられております。本件につきましては、同日平成 28 年 12 月 16 日の受付であります。死亡前に書類は整っており、死亡の事実を把握する前に譲受人より届出がありましたので、申請後、許可前の譲受人の死亡として手続きを進めていきます。

それでは、2 番、所有権の移転でございます。地図は 1 枚目の表をご覧ください。

辰野町大字辰野・・・番の A さん所有の大字辰野・・・番、地目は畑、面積 378 m<sup>2</sup>に、諏訪市南町・・・番にお住まいの D さんが住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在アパートに住んでおりますが、手狭になったため住宅を新築したい計画であります。

申請地は第 1 種低層住居専用地域の用途地域内ですので農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロの(1)の第 3 種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原代理、栗林推進委員から意見書をいただいております。

3 番、所有権の移転でございます。地図は 2 枚目の裏をご覧ください。

辰野町中央・・・番にお住まいの E さん所有の、中央・・・番、地目は田、面積 771 m<sup>2</sup>を、辰野町中央・・・番にお住まいの F さんが取得、貸駐車場を新設するための申請であります。譲受人は駐車場を設置し、隣接する事業所に賃借する計画であります。申請地は第 2 種住居地域の用途地域内ですので農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロの(1)の第 3 種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、宮原代理、中條推進委員から意見書をいただいております。

4 番、5 番は関連する案件でありますので、あわせてご説明いたします。地図は 3 枚目の表をご覧ください。

4番、所有権の移転であります。辰野町大字伊那富・・・番にお住まいのHさん所有の大字伊那富・・・番、地目は田、面積66㎡を、辰野町大字伊那富・・・番にお住まいのIさんが取得し、住宅用地を拡張するための申請でございます。譲受人は自宅隣接の申請地を取得し、自家用2台分の駐車場としたい計画であります。

5番、所有権の移転であります。辰野町大字伊那富・・・番にお住まいのHさん所有の大字伊那富・・・番、地目は田、面積297㎡を、辰野町大字伊那富・・・番にお住まいのJさんが取得し、住宅用地を拡張するための申請でございます。譲受人は自宅隣接の申請地を取得し、自家用3台分の駐車場としたい計画であります。

なお、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初計画者のHさんは、住宅・工場・車庫用地とするため平成3年に5条の許可を受け大字伊那富・・・番、面積722㎡を取得しましたが、事情により計画を断念しておりました。今回は・・・番を3筆に分筆し、うち2筆を隣接する住宅の所有者の駐車場としたい計画であります。

申請地はJR伊那新町駅から概ね300m以内の農地法第5条第2項第1号ロ(1)の第3種農地で、原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、宮原代理、原委員から意見をいただいております。

<有賀会長>

それでは1番の羽場に関しては、福島委員お願いします。

<福島推進委員>

地図にあるとおりでございますけれど、現地は12月15日に有賀会長、宮澤委員、私と3名で現地を確認しました。(場所の説明)新築中の家がありまして、車の出入りができないということになっていましたけれど、角を広くして車がスムーズに入るということで確認をしてもらいました。以上です。

<有賀会長>

ありがとうございました。この件については説明の通りでございます。何かご意見ございましたら、よろしいですかね。では挙手をお願いします。(全員挙手)はい、ありがとうございました。それでは2番目の件に関しては、栗林推進委員さんお願いします。

<栗林推進委員>

12月16日に宮原委員さんと現地を調査しました。3条で説明した場所のちょうど道路を挟んで反対側であります。(場所の説明)中道線については皆さんご承知だと思いますけれど、反対側に歩道がついておりまして、そこまで上水道下水道の管がきております。住宅を建てるには特に問題ないと思います。以上現地を確認してまいりましたのでお願いします。

<有賀会長>

ありがとうございました。この件につきまして何かご質問ありましたら。よろしいですかね?それでは挙手をお願いします。(全員挙手)はい、それでは3番目の件について宮原委員をお願いします。

<宮原職務代理>

12月末に中條委員と原委員と私と3名で確認をいたしました。(場所の説明)、杭もしっかり入っていて問題ないと思われまます。ご審議をお願いいたします。

<有賀会長>

ありがとうございました。この件につきまして何かご質問ありましたら。よろしいですかね。では挙手をお願いします。(全員挙手)はい、それでは4番目5番目の件について宮原委員をお願いします。

<宮原職務代理>

これも12月末に原委員と私が現地確認をしました。2人に譲渡ということで測量のために境界もしっかり入っていて問題ないということでした。駐車場ということですから両方とも問題ないと確認してまいりました。

<有賀会長>

ありがとうございました。この件につきまして何かご質問ございましたら。それでは両方の案件について挙手をお願いします。(全員挙手)はい、ありがとうございました。それでは次をお願いします。

### **【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】**

<中畑事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計 8 件、12 筆、面積は 11,248 m<sup>2</sup>です。経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、お願いいたします。

<有賀会長>

それではこの件について何かご質問ございましたら。では挙手をお願いします。(全員挙手)はい、ありがとうございました。それでは次にお願いします。

### 【議案第 3 号、競売公売農地の買受適格認定について】

<中畑事務局次長>

11 月の総会で 5 条の買受適格証明認定についてご審議いただきましたが、今回は 3 条の買受適格証明認定であります。公売に参加し落札できた場合に正式な 3 条申請を提出するようになります。今回審議していただくのは農地法第 3 条の許可要件と同じ内容であり、農地を取得しようとするものが、許可要件を満たしているかどうかということですのでよろしくお願いいたします。

地図は 3 枚目の表をご覧ください。大字伊那富・・・番、面積 1132 m<sup>2</sup>を、辰野町大字伊那富・・・番にお住まいの A さんが取得するものです。

申請者は、現在隣地を耕作しており申請地を取得後は自家用のお米を栽培する計画です。

この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。農地取得後の農業経営面積は 142 m<sup>2</sup>で下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、宮原職務代理、原委員から意見書をいただいております。

<有賀会長>

それでは宮原委員お願いします。

<宮原職務代理>

それではご報告いたします。同じく 12 月末に原委員と確認をいたしました。(場所の説明)、国土調査の杭がしっかり入っていて問題ないと確認してきました。ご審議お願いします。



<有賀会長>

この件につきまして何かご質問ございましたら。

<栗林推進委員>

地目が畑になっていますけれど、田では？

(地目訂正)

<有賀会長>

ほかに問題なければ挙手お願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次お願いします。

## 報告事項

<中畑事務局次長>

それでは報告事項、(1)専決事項ということでお願いしたいと思います。12月許可決定の5条1件については、長野県農業会議から12月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

続けて、(2)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約でございますが議案書の通りでございます。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

<有賀会長>

この件について何かご質問ありますか？なければ次お願いします。

## その他

○「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について(中畑事務局次長)

○今後の予定(事務局 横内)

2/22(水) 農業委員会活動活性化セミナー(全員参加)

時間:午後1時~4時30分 会場:松本市浅間温泉文化センター

2/27(月) 上伊那ファーマーズの集い(全員参加)

時間:午後1時30分~4時30分 会場:JA 上伊那本所フラワーホール

いずれも集合時間等は後日連絡。

○来年度の計画について

遊休農地解消のため農業委員会でできる活動を今後の委員会で話し合っていきたい。(味噌づくり、ごま、こんにゃく等・・・)

次回委員会開催日:2月7日(火) 午前9時00分から 役場2階第7・8会議室

(閉会)

<宮原職務代理>

いろいろ宿題やら勉強やらあるわけですが、寒い寒いって言っていると時間が過ぎてしまう。そのうちまた百姓が忙しくなる。2年目にはいるということで大体様子もわかってきたのではという状況ではないかと思います。それぞれ考えをもってよりよい農業委員会になるように頑張っていただきたいと思います。1月の総会を閉会といたします。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印